

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

【改正の概要】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新法」という。）の施行に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和37年自治省令第14号。）第1条第15号中、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定を引用している部分について、新法の対応する規定を引用する形に改め、併せて別記様式中「平成」を削るもの。

【施行期日】

令和3年4月1日